中国の特許予備審査における生成AI作成コンテンツ規制の徹底調査：南京市知識産権保護センター事案の深層と今後の実務展望

Gemini 4 Argon

1. エグゼクティブ・サマリー：予備審査におけるAI生成コンテンツ排除の衝撃

中国における知的財産権保護の現場において、大規模言語モデル（LLM）をはじめとする生成AIの急速な普及が、特許出願実務の根幹を揺るがす事態へと発展している[1]。その象徴的な転換点となったのが、2025年6月に南京市知識産権保護センター（南京市知的財産権保護センター）において、予備審査（中国語：預審）に付された特許出願案件が「AIによって直接生成された技術内容を含む」として問題視され、厳格な排除および処罰の対象として公式に通知された事案である[3]。

中国の「予備審査」制度とは、全国各地に設置された知識産権保護センターが国家知識産権局（CNIPA）の正式審査に先立って事前審査を行い、適格と認められた案件に対して審査期間を劇的に短縮する「快速審査チャネル」を提供する制度である[4]。南京市知識産権保護センターは、この予備審査の過程において、一部の出願人および特許代理機構（特許事務所）が提出した特許出願書類に「顕著な定型化・プログラム化の特徴（程式化特征）」があることを検知し、厳格な調査（核查）を経て、それらがDeepSeek等の生成AIによって直接生成されたものであると断定した[1]。同センターは2025年6月4日付で『特許出願書類におけるAI直接生成コンテンツの使用禁止に関する通知（关于在专利申请文件中禁用AI直接生成内容的通知）』を発出し、出願書類のみならず研究開発証明材料におけるAI直接生成物の使用を全面的に禁止した[3]。

この事案は、単なる一地方機関の運用変更にとどまるものではない[2]。2024年1月に施行された改正専利法実施細則第11条および『特許出願行為の規範化に関する規定（国家知識産権局令第77号）』が定める「非正常な特許出願行為（不当出願）」の取締り強化、さらには科学技術部や中華全国専利代理師協会による一連のAI規制と軌を一にする、国家レベルの「特許品質防衛および信義誠実原則の徹底」の現れである[2]。2026年4月時点の最新政策動向においても、「AIはあくまで補助ツールであり、最終的な出願書類の直接生成はコンプライアンスの明確なレッドラインである」という業界合意が確立されている[2]。本稿では、南京市知識産権保護センターにおける事案の深層、法的根拠、検出メカニズム、および2026年以降の中国知財実務における現状と今後の展望を体系的に解明する[2]。

2. 予備審査で問題視された事案の全容と背景メカニズム

2.1 中国の特許快速予備審査制度（預審）の構造的特性

本事案の重大性を理解するためには、問題が発生した「予備審査（預審）」制度の位置づけを把握する必要がある[4]。中国では、イノベーションに友好的な知的財産ガバナンス体系を構築するため、全国に77カ所の知識産権保護センターが設立されている[5]。これらの保護センターは、予備審査申請、予備審査、および予備審査管理を一体化した全国知識産権保護センター管理プラットフォームを運

用しており、特許出願の快速予備審査、特許復審（拒絶査定不服審判）・無効審判の快速予備審査、および特許権評価報告の快速処理予備審査を管轄している[4]。全国で処理される予備審査案件は5万件を超え、その98%が極めて迅速に処理されるなど、ハイテク企業や研究機関が早期に権利化を図るための最重要インフラとして機能している[5]。

しかし、この快速予備審査チャネルは、国家の審査リソースを集中的に投下する優遇措置であるため、出願書類の品質に対して通常の出願以上に厳格な要件を課している[6]。例えば中国（広東）知識産権保護センター等の運用でも明示されている通り、技術方案が著しく不明確であるような低品質の出願は予備審査を通過できない仕組みとなっている[6]。予備審査を通過するためには、出願人（備案主体）および代理機構が事前に保護センターに登録（備案）し、実際の研究開発活動の証拠（研究開発証明材料）を伴う高品質かつ真正な発明のみを提出することが前提とされているのである[3]。

2.2 南京市知識産権保護センターにおける事案発覚の経緯

問題となった事案は、2025年中頃、南京市知識産権保護センターが日常の予備審査案件の審査業務を実施する中で発覚した[3]。同センターの審査官が一部の出願主体および特許代理機構から提出された特許出願書類を精査したところ、文章構造や技術記述に「顕著な定型化・プログラム化の特徴（明显的程式化特征）」が見受けられた[3]。同センターがこれらの疑義案件に対して厳格な調査（核査）を実施した結果、該当する技術内容および書類テキストが、人間の発明や起案によるものではなく、人工知能（DeepSeek等の大規模言語モデル）によって直接生成されたものであることが確認された[1]。

公式通知においては、個別の違反出願人名、特許代理機構名、および具体的な特許出願番号といった個別案件の特定情報は非公表とされているものの、「一部の出願主体と代理機構（部分申请主体和代理机构）」という表現が示す通り、単発の偶発的事例ではなく、複数の出願人や代理機構の間で生成AIを用いた粗製乱造的な出願書類作成が蔓延し始めていたことが事案の背景にある[3]。同センターは、後続の予備審査案件テキストの「真実性、信頼性、および独創性（真实性、可靠性和原创性）」を保証し、公平かつ公正な出願環境を維持するため、2025年6月4日に『特許出願書類におけるAI直接生成コンテンツの使用禁止に関する通知』を策定・印発し、同年6月9日に広く公示するに至った[3]。

2.3 2025年6月通知における二大禁止事項と三段階の制裁措置

南京市知識産権保護センターが発出した通知は、予備審査における生成AIの利用に関して極めて明確な二大禁止基準と、違反時の三段階にわたる段階的処罰体系、さらにはそれらを担保する複合的な核査（調査）体制を包括的に規定している[3]。

中国特許予備審査制度（快速預審） ・ 南京市知識産権保護センター（2025年6月通達）

南京市知識産権保護センターによるAI直接生成コンテンツ排除の規制・制裁・核査フレームワーク

第1層：制度的背景とレッドライン（2大厳禁事項）

通知印発日: 2025年6月4日

全国保護センター網	予備審査案件規模	快速処理率
77 カ所	50,000 件超	98 %
快速審査の全国拠点	年間処理ボリューム	AI生成混入を厳格排除

レッドライン 1 特許出願書類の本体

AI直接生成コンテンツの使用厳禁

特許請求の範囲・明細書等の書類は、真実の発明創造および資料に基づき、出願人または代理機構が**人工的な執筆・製図・編集および整理**を行うことが義務付けられる。

⚠ 程式化（定型的パターン化）特徴の完全排除

レッドライン 2 研究開発証明書類

AIによる虚偽・模擬生成の厳禁

実験データ報告、技術開発ドキュメント、成果説明書等を含む。真実のR&D活動から生じ、客観的・正確かつ**「検証可能性」および「追跡可能性」**を備える必要がある。

✓ 実験ノート・生データの真正性（リアルデータ）担保

第2層：悪質度・情状に応じた3段階の制裁エスカレーション

申請主体・代理機構への連座適用

1 LEVEL 1：初発・違反認定時 案件単位の処分

予備審査「不通過」処遇 ＋『予備審査品質告知書』の発出

該当案件の快速特許ルートが即時打ち切り。申請企業および担当代理機構の双方へ公式品質警告書を交付。

早期審査権の喪失

2 LEVEL 2：情状が重い場合（情節严重） 規定：宰知保〔2024〕32号

予備審査サービス資格の一定期間停止 ＋ ネガティブリスト登録

『予備審査サービス管理弁法(2024)』に基づき資格を凍結。分級分類管理上の「負面清単（ネガティブリスト）」へ登録。

全社出願の凍結リスク

3 LEVEL 3：情状が特に重い場合（情节特别严重） 専利法第20条・細則第11条違反

各級行政主管部門への移送・報告 ＋ 行政処罰の勧告

信義誠実原則に反する重大な非正常出願として国家知財局・市場監督管理局へ移送。法律に基づく行政処罰を要請。

行政罰・資格剥奪

第3層：三位一体の厳格核査メカニズム（多角検証体制）

事前・審査中での追跡検出

1. 専門テキスト検出

専門のアルゴリズム解析ツールを配備。文脈のオリジナリティ分析、AI特有の確率論的語彙分布や定型文パターンをデジタルスクリーニング。

2. 審査専門家パネル評価

各技術分野の専門審査官チームを組織。技術思想の「合理性」「論理性」「専門的深み」を多角査定し、AI特有の表面的な論理破綻を判定。

3. 釈明・裏付け資料の強制要求

疑義が生じた箇所に対し、出願人へ直接の釈明・技術説明を命令。開発履歴ログ、生測定データ、実験ノート等の反証立証資料の提出を義務化。

2025年6月に発出された通知に基づき、特許出願書類および研究開発証明材料におけるAI直接生成を厳禁とし、違反の悪質度に応じた**三段階の制裁措置**と多角的な核査体制を規定している。

Data sources: 南京市知識産権保護センター『关于在专利申请文件中禁用AI直接生成内容的通知』(CIPLawyer), 国家知識産権局 専利予備審査・保護センター運用統計 (SFHCIP), 中国特許実務解説 (Grunan IP)

同通知が定めた第一の柱は、AI生成物の使用に関する二大禁止要件である[3]。その一つ目は、「特許出願書類においてAIが直接生成したコンテンツを使用することの厳禁」である[3]。特許出願書類（明細書、特許請求の範囲、要約書、図面等）は、出願人またはその委託を受けた特許代理機構が、真実の発明創造、研究成果、および関連資料に基づき、人間の手による執筆（人工撰写）、製図、編集、および整理を通じて完成させなければならないと明記された[3]。二つ目は、「AIを使用して研究開発証明材料を生成することの厳禁」である[3]。これには実験データ報告書、技術研究開発ドキュメント、科学研究の成果説明書などが含まれるが、これらに限定されない[3]。研究開発証明材料は、実際の研究開発活動の中で生み出されたものでなければならず、研究開発のプロセスと成果を客観的かつ正確に反映し、さらに「検証可能性とトレーサビリティ（可検証性与可追溯性）」を備えていなければならないとされた[3]。
この二番目の「研究開発証明材料のAI生成禁止」は、予備審査制度特有の盲点を突いた極めて重要な規制である[3]。予備審査では、出願人が「実際に研究開発を行っていること（非正常出願ではないこと）」を証明するために社内技術資料や実験データの提出を求められるが、一部の悪質な出願人や代理機構が、特許明細書だけでなく、その裏付けとなるはずの実験データ報告書や開発ドキュメントまでもLLMで架空生成し、整合性を偽装していた実態がここから読み取れる[3]。
第二の柱は、違反が確認された場合の三段階の制裁措置（違規後果説明）である[3]。以下の表は、南京市知識産権保護センターが規定した違反レベル別の処罰内容と法的根拠を整理したものである[3]。

違反の深刻度区分	適用される具体的措置・制裁内容	根拠となる規定・法令	対象主体
第**1**段階：基本違反（禁止規定への違反）	当該予備審査案件を「不通過（不合格）」とし、出願主体および代理機構の双方に『予備審査品質告知書（預審質量告知書）』を発出する[3]。	『特許出願書類におけるAI直接生成コンテンツの使用禁止に関する通知』[3]	出願主体および特許代理機構[3]
第**2**段階：情状が重い場合（反復違反・悪質な偽装等）	一定期間にわたり予備審査サービス資格を一時停止し、等級分類管理における「ネガティブリスト（負面清単）」に組み入れる[3]。	『備案主体・代理機構予備審査サービス管理弁法（2024）』（寧知保〔2024〕32号）[3]	登録（備案）済みの出願主体および特許代理機構[3]
第**3**段階：情状が特に重い場合（重大な信義誠実原則違反・	各級の行政主管部門へ報告し、法に基づき出願主体および	『中華人民共和国専利法』第20条、『専利法実施細則』第11条	出願主体および特許代理機構[3]

不当出願）	代理機構に対して相応の行政処罰措置を講じるよう勧告する[3]。	[3]	

この三段階の制裁構造において特筆すべきは、予備審査という「早期審査の優遇枠から外される（第1・第2段階）」だけにとどまらず、悪質なケースでは専利法第20条および実施細則第11条違反として行政処罰（罰金、業務停止、信用失墜リストへの掲載等）へ直結するエスカレーション機構（第3段階）が組み込まれている点である[3]。

2.4 多層的なAI生成コンテンツ検出・核査プロトコル

南京市知識産権保護センターは、禁止規定の実効性を担保するため、今後の予備審査案件審査において出願書類および研究開発証明材料に対する複合的な調査（核査）措置を導入することを明言した[3]。具体的には以下の三つのアプローチが組み合わされている[3]。

第一に、専門的なテキスト検出ツール（AI検知ソフトウェア）を運用し、提出されたコンテンツの独創性（オリジナル性）およびAI生成確率を定量的に分析する手法である[3]。LLMが生成するテキストは、特定の接続詞の頻出、過度に均一な段落構成、抽象的で一般的な技術効果の羅列といった統計的・構文的特徴（程式化特征）を持つため、アルゴリズムによる一次スクリーニングの標的となりやすい[3]。

第二に、審査専門家（エキスパート）を組織し、書類の「合理性、論理性、および専門性」に対する定性的評価を実施する手法である[3]。生成AIは、一見すると流暢で形式が整った明細書（特許の「形」）を出力できるものの、実際のエンジニアリングにおける実装可能性（工程可実施性）や、部品間の具体的な接続関係、ソフトウェアモジュールがハードウェアを介してどのように実行されるかといった深い技術的整合性を欠くことが多い[2]。専門審査官の目を通すことで、こうした「技術的ハルシネーション（幻覚）」や論理的飛躍が看破される[2]。

第三に、出願人に対して書類中の重要内容についての「解釈、説明、またはさらなる裏付け材料（支撐材料）の提供」を直接要求する対審的手法である[3]。もし出願書類や実験データがAIによって捏造されたものであれば、出願人は生データのログ、設計変更の履歴、あるいは実験の失敗過程といったトレーサビリティのある二次資料を即座に提示することができず、その時点でAI生成および虚偽申請が立証される仕組みとなっている[3]。

3. 中国における生成AI特許規制の法的基盤と政策の現状

3.1 専利法第20条・実施細則第11条および局令第77号との法的連動

南京市知識産権保護センターがAI直接生成コンテンツに対してこれほど強硬な姿勢をとる背景には、中国国家知識産権局（CNIPA）が主導する「非正常な特許出願行為（不当な特許出願）」に対する厳罰化法制が存在する[3]。

2024年1月20日に施行された改正『専利法実施細則』第11条は、専利法第20条が定める「信義誠実の原則（誠実信用原則）」を具体化し、特許出願における虚偽や非正常な出願行為を明確に禁止した[3]。これに合わせて国家知識産権局（申長雨局長）は2023年12月21日に『特許出願行為の規範化に関する規定（2023）』（国家知識産権局令第77号）を公布し、同じく2024年1月20日より施行している[8]。

同規定（局令第77号）の第3条は、「非正常な特許出願行為」に該当する8つの類型を列挙している

が、生成AIを用いた特許出願および研究開発資料の作成は、その中の複数の条項に直接抵触する構造となっている[7]。

局令第77号 第3条の該当号	規定される非正常な特許出願行為の定義	生成AI（LLM等）による直接生成案件との法的整合性・抵触メカニズム
第3条 第（1）号	提出された複数の特許出願の発明創造内容が明らかに同一であるか、または実質的に異なる発明創造の特徴・要素の単純な組み合わせによって形成されているもの[7]。	同一のプロンプト構造やLLMテンプレートを用いて、構成要素をわずかに変えただけの類似出願を大量生成する行為が該当する[3]。
第3条 第（2）号	提出された特許出願に、発明創造内容、実験データ、または技術効果の編造（捏造）、偽造、変造が存在するか、あるいは先行技術・先行デザインの盗用、単純な置換、寄せ集め等の類似状況が存在するもの[7]。	AIに架空の実施例、実験データ報告書、または測定されていない技術効果を生成させる行為は、明白な「編造・偽造」として本号に直撃する[3]。
第3条 第（3）号	提出された特許出願の発明創造内容が、主にコンピュータ技術等を利用してランダムに生成されたもの（主要為利用計算機技術等随機生成的）[7]。	元来はアルゴリズムによる形状・色彩の無作為生成等を念頭に置いた規定であるが、大規模言語モデルによる確率的・自動的な技術方案の生成も本号の直接的射程に入る[1]。
第3条 第（4）号	発明創造が技術改良やデザインの常理に明らかに合致しないか、または劣化、積み重ね（堆砌）、不必要な保護範囲の縮減を行っているもの[7]。	AIのハルシネーションにより物理法則や工学常識に反する構成が出力された場合や、無意味な限定事項を羅列してクレームを作成した場合に該当する[2]。
第3条 第（5）号	出願人が実際の研究開発活動を行わずに複数の特許出願を提出し、かつ合理的な説明を行うことができないもの[7]	実態のないペーパーカンパニーや補助金目的の企業が、AIツールを用いて研究開発の裏付けなしに出願を量

	。	産する行為が捕捉される[3]。

このように、南京市知識産権保護センターの通知は、単独のローカルルールではなく、局令第77号第3条第（2）号の「編造・偽造」および第（3）号の「コンピュータ技術等を利用した生成」、第（5）号の「実態なき研究開発」を、生成AI時代に即して予備審査の現場に落とし込んだ執行基準として位置づけられる[3]。

3.2 国家知識産権局（CNIPA）・全国専利代理師協会・科学技術部の横断的スタンス

中国における「AI直接生成コンテンツの排除」は、地方の保護センターだけでなく、中央省庁および業界団体全体で一貫した政策体系を形成している[1]。

第一に、審査機関である国家知識産権局（CNIPA）自身のAI活用原則との対称性である[1]。国家知識産権局専利局審査業務管理部の蒋彤部長が明確に指摘している通り、CNIPAは特許審査業務における人工知能の応用について「あくまで補助審査の役割（補助性作用）を果たすに過ぎない」と強調しており、「人工知能によって生み出された推論結果を、直接そのまま審査意見（拒絶理由通知等）として使用することはできない」という厳格な内部規律を敷いている[1]。審査官に対してAIの推論結果の直接使用を禁じる以上、出願人および代理人に対してもAI生成テキストの直接提出を禁じるのは、行政上の公平性と論理的整合性からして必然の帰結である[1]。

第二に、業界の自主規制機関である中華全国専利代理師協会（日本の日本弁理士会に相当）のスタンスである[2]。同協会は、「専利代理師（弁理士）は、人工知能を利用して最終的に提出に供する特許出願書類を直接生成してはならない（不得利用人工智能直接生成最終用于提交的専利申請文件）」と明確に強調している[2]。南京市知識産権保護センターの通知と中華全国専利代理師協会のこの指針は、中国の知財実務における「二つの明確なコンプライアンス・レッドライン」として業界内で広く認識されている[2]。

第三に、中国の科学技術行政を統括する科学技術部（MOST）による規制との連動である[9]。科学技術部監督司は2023年12月に『責任ある研究行為規範ガイドライン（2023）（負責任研究行為規範指引（2023））』を発出し、国家自然科学基金等の科学研究プロジェクトの申請や成果発表において厳格なルールを課している[9]。具体的には、申請材料の剽窃、売買、代筆を禁じるとともに、「生成AIを使用して直接申請・申告材料を生成してはならない（不得使用生成式人工智能直接生成申報材料）」と明記している[9]。また、事実や観点などの重要内容に関わる部分で生成AIの生成物を使用する場合は、テキストの冒頭や末尾等の適切な位置への文字提示を含め、明確に標識（マーク）を付してその生成プロセスを説明し、真実性・正確性の確保と他者の知的財産権の尊重を義務付けている[9]。さらに、生成AIを成果の「共同完成者（共同発明者や共著者）」として列挙することを明確に禁止した上で、研究方法や付録等の関連箇所において生成AIを使用した主要な方式と詳細を開示することを求めており、ピアレビュー（同行評議）活動において生成AIを使用する場合にも、事前に評議組織者の同意を得て操作中の評議内容の外部漏洩を厳に防止しなければならないと規定している[9]。

このように、科学技術部の研究倫理ガイドライン（2023年12月）、CNIPAの局令第77号（2024年1月施行）、南京市知識産権保護センターの予備審査通知（2025年6月）、そして全国専利代理師協会の指針（2026年4月再確認）は、研究の起点から資金申請、特許の予備審査、本審査、代理業務に至るまで、一分の隙もない規制網を構築している[2]。

3.3 権利行使および無効審判フェーズにおける二次的・三次的法的リスク

AIが直接生成した技術内容を含む特許出願が抱えるリスクは、単に「予備審査で不通過となる」あるいは「出願が拒絶される」という入り口段階（一次的リスク）にとどまらない[3]。仮にAI生成テキストやAIが捏造した実験データを含む出願が審査官の目をすり抜けて特許登録されたとしても、その後の権利行使（特許権侵害訴訟）および無効審判のフェーズにおいて、企業の存立を脅かす深刻な二次的・三次的法的リスクが顕在化する[12]。

改正『専利法実施細則』第11条（信義誠実の原則違反・非正常出願の禁止）は、審査段階のみならず、特許権の無効審判請求の理由としても機能する[12]。無効審判請求人は、『特許出願行為の規範化に関する規定（局令第77号）』第3条に列挙された事項に基づき、対象特許の出願過程においていかなる虚偽（弄虚作假）やAIによる無作為生成・データ編造が存在したかを指摘し、証拠と結びつけて信義誠実原則違反を主張することができる[7]。

さらに重大な三次的リスクとして、特許権者がその特許を用いて他社に対して特許権侵害訴訟を提起したケースが挙げられる[12]。もし侵害訴訟の対象となった特許が、相手方の防御（無効審判等）によって「実施細則第11条に違反する非正常出願（AIによる実験データや技術方案の捏造を含む）」であると認定された場合、権利行使を行った企業は単に敗訴して権利を失うだけでなく、相手方から「悪意による特許権訴訟提起に対する損害賠償請求訴訟（恶意提起专利权诉讼损害赔偿之诉）」の反訴を提起され、多額の賠償責任を負う蓋然性が極めて高くなる[12]。

そのため、中国の知財実務においては、特許権者が侵害訴訟を提起する前の「特許安定性分析」の段階で、自社の特許が局令第77号および実施細則第11条の非正常出願に該当しないかを内部調査することが必須となっている[12]。また、無効審判において「信義誠実原則違反が存在しないこと」を自ら立証（自証）できるよう、出願時から関連する研究開発記録、実験データ、さらには特許事務所とのやり取りの履歴や技術開示書（技術交底書）を厳重に保管しておくことが生命線となっている[12]。

南京市知識産権保護センターが予備審査段階で「研究開発証明材料の検証可能性とトレーサビリティ」を要求しているのは、まさにこの後発的な法的紛争リスクを上流段階で遮断する意味合いも持っている[3]。

4. 今後の展望：2026年以降の政策シグナルと知財実務の構造転換

4.1 2026年の政策合意：「代替者」から「増幅器」への再定義

2025年6月の南京市知識産権保護センターによる通知以降、中国の知財業界では「AI生成コンテンツはどこまで許容されるのか」「AIは弁理士（専利代理師）を代替するのか」という広範な議論が巻き起こった[2]。そして2026年4月時点における最新の政策シグナルおよび業界コンセンサスは、「AIはツールであり、コンプライアンスは底線（レッドライン）であり、専門性が核心であり、シナリオ別の構築がトレンドである（AI是工具；合規是底線；専業是核心；場景化建設是趨勢）」という4原則に収斂している[2]。

知的財産制度の核心的ロジックは、「イノベーションは人間の知的労働に由来しなければならず、また真実の技術に根ざしていなければならない」という点にある[2]。産業の実態から遊離したAI生成コンテンツは、特許文献データベース全体に「情報汚染（インフォメーション・ポリューション）」と「ハルシネーション（幻覚）」をもたらすため、規制当局と市場の双方から淘汰される運命にある[2]。

したがって、特許実務におけるAIの位置づけは、人間の「代替者（替代者）」ではなく、人間の専門的能力を拡張する「増幅器（放大器）」として明確に定義された[2]。業界の共通認識として、「AIは特許の『形』（フォーマットや基礎的な表現）を上手に書くことはできるが、特許の『魂』（エンジニアの革新的

な知恵と専利代理師の専門的な判断・矜持）を書くことはできない」という原則が定着している[2]。具体的には、データの整理、初稿の生成、先行技術調査の補助、表現の最適化、特許マイニング（発掘）、形式チェックといった非核心的プロセスにおいてはAIの活用が推奨される一方、「真の進歩性・創造的構想（創造性構思）の創出」「技術方案がエンジニアリング上の実装可能性（工程可実施性）を備えているかの判断」「明細書の『十分な開示（充分公開）』と企業の『営業秘密・ノウハウ（技術秘密）』のどちらを優先するかの戦略的バランス判断」といった核心領域は、人間にしか担えない領域として厳格に区別されている[2]。

4.2 専利代理師の役割変容と代理機構の新たな競争軸

この規制環境と技術進化の交錯により、今後、中国の特許代理機構および専利代理師の役割は構造的な転換を迫られることになる[2]。

従来、専利代理師の価値は主に「書けること（能写、会写）」、すなわち技術者から受け取ったメモを特許明細書のフォーマットに翻訳し、基礎的な先行技術調査を行う「科学技術翻訳者（科創転訳者）」としての機能に置かれていた[2]。しかし、AIによって執筆コスト（写作成本）が劇的に低下した現在、単なる文章生成能力の価値は急速に陳腐化している[2]。今後の専利代理師の価値は、「判断でき、創造でき、エンパワーメントできる（能判断、能創造、能賦能）」ことへと移行し、技術方案の深層的な解読、特許ポートフォリオの戦略的企画、および侵害リスクの精密な回避を担う「イノベーション戦略アドバイザー（創新戦略顧問）」へとアップグレードすることが求められている[2]。

同時に、特許代理機構（特許事務所）間の競争軸も変化している[2]。AIが引き下げるのは「執筆コスト」に過ぎないのに対し、代理機構が守るべき真の価値は「特許の安全性とイノベーションの品質（専利安全与創新質量）」である[2]。そのため、今後の中国知財市場においては、どの部分にAIを補助利用しどの部分が人間のオリジナル記述および実測データであるかを明確に記録・追跡できる「AI生成コンテンツのトレーサビリティ（追跡可能性）」、出願書類の作成補助プロセスにおいてAIツールを使用する場合に事前にクライアント企業へ説明し同意を得る「顧客のインフォームド・コンセント（顧客知情同意）メカニズム」、そして未公開の発明内容や技術開示書が外部のパブリックAIモデルに学習・漏洩しないよう閉域網やセキュアな環境でAIを運用する「データセキュリティ保障（数据安全保障）」という3つのコンプライアンス要件を確立しているかどうかが、特許代理機構のコア・コンピタンス（中核的競争力）となる[2]。

4.3 実務におけるコンプライアンス遵守型AI活用ワークフローと企業防衛策

以上の現状と展望を踏まえると、中国で特許出願（特に保護センターを通じた快速予備審査や重要特許出願）を行う企業および実務家は、「AIの完全禁止」ではなく「人間主導・AI補助の厳格なワークフロー」を構築することが最も現実的かつ安全な戦略となる[1]。

中国特許実務におけるAI活用の境界線とコンプライアンス遵守型5段階ドラフティング手順

第1パネル：許容される補助活用とコンプライアンス厳禁領域の境界線

コンプライアンス違反（厳禁領域）

予備審査却下・懲戒対象

- **最終出願書類のAI直接生成**
 出願明細書や請求項をAIで直接生成し、人間の本格的起案を経ずに提出する行為（南京保護中心通知・代理師協会倫理基準）。
- **実験データ・研究開発証明のAI生成**
 実験データ報告、技術文書、科研成果説明の架空生成。実際の研究開発プロセスに基づかない捏造・追跡不能データ。
- **創造的構想・実装可能性判断の丸投げ**
 AIは「形」を整えられても発明の「魂」や工学的な実現可能性、十分な開示と営業秘密の取捨選択を判断できない。

処分規定： 予備審査不合格通知書の発行、代理機関リスク調査

許容される補助活用（安全領域）

知的「増幅器」としての活用

- **先行技術調査・判例スクリーニング**
 既存文献・公報の収集、類似特許の初期抽出、審査意見対比表の作成支援などの定型リサーチ業務。
- **特許発掘・形式不備の自動チェック**
 クレーム番号の引用誤り、図面参照符号の不整合、用語統一の検査など、ヒューマンエラー防止の形式審査補助。
- **人間確定事実に基づく初稿整理・表現最適化**
 エンジニアが確定した技術的事実をインプットとし、文章構成の整理、平仄合わせ、言い回しの推敲を行う補助。

原則基準： 人間の知力労働が主導し、AIは重複作業解放ツールとして位置づけ

第2パネル：コンプライアンス遵守型 5段階ドラフティング・プロトコル

01 人間による発明点と境界の確定（3つの核心文）

人間主導 (Human Lead)

起案前に「①従来技術はどう行っているか」「②その痛点（課題）は何か」「③本提案で具体的にどのステップを変更したか」の3点を人間（発明者・担当者）が明確に定義する。

【厳格検証基準】 「変更したステップ」は単なる「効率向上」「よりスマートに」といった抽象的効果の記載を完全に排除し、開発責任者が客観的に理解・追跡できる技術的手段として確定する。

↓

02 必須技術特徴の抽出と分類

人間主導 (Human Lead)

発明を構成する要素を分解し、構造（ハードウェア部品構成）、工程（各ステップ順序）、パラメータ範囲、データ流向、モジュール間の相互インタラクション関係に体系化。

【厳格検証基準】 装置案件は物理的結合関係の整合性を点検。ソフトウェア関連発明の場合は「各ソフトウェアモジュールが具体的にどのハードウェア（プロセッサ/メモリ）上で実行されるか」を明示。

↓

03 AIによる明細書初稿生成と出典マーキング

AI補助 (AI Assist)　出典タグ付け必須

人間が入力した技術的事実のみに基づいてAIに明細書の初稿（背景技術、技術的課題、概要説明）を起草させ、文章表現の標準化と整理を行う。

【必須管理ルール】 生成テキストに対し、**「入力材料に由来する事実」**と**「AIが自律的に提案・拡張した補足記述」**を明確にラベル分けしてマーキングさせ、ハルシネーション（虚偽・架空技術）の混入を遮断。

↓

04 人間による完全な実施例の補完とハード・ソフト連携検証

人間主導 (Human Lead)

実在する実験データに基づき、人間（技術者・代理人）が少なくとも1件以上の完全な具体的実施例（Embodiment）を執筆・追記する。

【厳格検証基準】 「入力・処理ロジック・出力・異常系対応・代替案」を漏れなく記述し、当業者が追試（再現）可能であることを確認。AIが生成した架空パラメータの混入を完全排除。

↓

05 クレーム起案とOA応答における専利代理師の最終確定

専門家統括 (Expert Lead)

独立請求項から従属請求項への階層的起案、および拒絶理由通知（OA）に対する相違点と技術的効果の論理付けを、専利代理師（または社内IPR）が定稿する。

【法的責任基準】 AIはOAと原出願の対比整理に限定。権利解釈、クレーム補正の限界（新規事項追加の排除）、意見陳述の論理確定は資格を有する代理師が全責任を負い署名・提出。

⚠ 実務防衛指針：専利法実施細則第11条（誠実信用原則）違反・非正常出願リスクの恒久対策

中国における予備審査の通過および将来の無効審判・侵害訴訟での防御を確固たるものにするため、出願人は**「研究開発記録（R&Dログ）」「実験データ」「代理機関との往来文書」「技術交底書（発明開示書）」**を必ず完全保存しなければならない。万一AI生成疑惑や誠実信用違反を指摘された際、実在する真実の研究開発活動であったことを立証（自証）できる証拠チェーンの維持が必須となる。

AIによる直接生成や実験データの捏造を排除しつつ、**人間が発明の核心と実施例を確定**した上でAIを整理・表現の補助として活用する実務手順。

Data sources: 南京市知識産権保護中心, 中華全国専利代理師協会 / 新浪財経, 専利Pro (ZhuanliPro), 知産力（専利法実施細則第11条実務分析）

AIを使って特許品質を損なわず、かつ予備審査のテキスト検出ツールや専門家審査で「AI直接生成」と判定されないための具体的な実務プロセスは、5つの段階的な手順によって構成される[3]。第一段階は、人間による発明点と境界の事前確定（「3文ルール」の徹底）である[11]。AIにプロンプトを入力する前に、まず人間の技術者および担当者が発明の核心と境界を確定させ、「先行技術はどのように行っているか」「その課題（ペインポイント）は何か」「本案は具体的にどのステップをどのように改変したか」を3つの文で明確に書き出す必要がある[11]。この際、「どのステップを改変したか」の記述が単なる「効率を向上させた（提高効率）」や「よりスマートにした（更加智能）」といった抽象的・定型的な表現にとどまってはならず、研究開発の責任者が読んで技術的差分を明確に理解できる具体性を持たせることが不可欠である[11]。続く第二段階では、人間が主導して必須技術特徴（必要技術特徴）を体系的に洗い出し、機械的構造、処理ステップ、制御パラメータ、データの流れ（データフロー）、および要素間の相互作用関係を明確に区分して整理する[11]。
第三段階は、人間が確定した事実に基づくAI初稿生成と「出典マーキング」の義務付けである[11]。第一・第二段階で人間が確定した事実材料のみをAIに入力して明細書の初稿（ドラフト）を生成させる際、最も重要な防衛策として、AIに対して「どの記述が人間からの入力材料に基づくもので、どの記述がAIによる拡張提案（サジェスト）に過ぎないかを明確に区別して標注（マーキング）せよ」と指示することが求められる[11]。これにより、AIが勝手につぎ足したハルシネーションや実態のない技術要素がそのまま最終稿に混入する事態を防ぐことができる[2]。その上で第四段階として、AIが出力した初稿に対し、人間が少なくとも1つの「完全な実施例」を自らの手で補完・執筆する[11]。そこでは、具体的な入力、処理プロセス、出力結果、さらには異常発生時の処理（異常情況）や代替手段までを詳細に記述し、装置発明であれば各部品の物理的・電気的接続関係を精査し、ソフトウェア発明であれば各機能モジュールがハードウェア資源を介してどのように実行されるかを具体的に記述しなければならない[11]。そして最終の第五段階として、完成した具体的な実施例に基づいて特許請求の範囲（クレーム）を起案する際も、まず独立請求項を書き、次いで従属請求項を書くという論理的ステップを踏む[11]。また、審査官からの拒絶理由通知（審査意見通知書）に対する応答においても、AIは引例と本願テキストの対比や相違点の整理には活用できるものの、応答の論理構築はクレーム解釈（権利範囲の解釈や禁反言）および補正の限界（新規事項追加の禁止）に直結するため、必ず専利代理師または経験豊富な企業知財部員（IPR）が最終稿を確定（定稿）させなければならない[11]。
最後に、日本企業を含む外国出願人および中国現地法人が今後徹底すべきガバナンス上の要諦を総括する[2]。中国子会社での現地出願や、中国の知識産権保護センターを活用した予備審査ルートを利用する場合、現地の特許代理機構がコスト削減のために無断でDeepSeek等のLLMを用いて明細書や研究開発証明材料を直接生成していないかを監査・管理する必要がある[1]。仮に委託先の代理機構がAI直接生成を行って『予備審査品質告知書』を受けたりネガティブリストに掲載されたりした場合、出願人自身の予備審査資格停止や行政処罰、さらには将来的な特許権行使時の悪意訴訟反訴リスクとして直接跳ね返ってくるからである[3]。代理機構との委任契約において「最終提出書類および証明資料におけるAI直接生成の禁止」と「AI補助利用時の事前同意・トレーサビリティ確保」を明文化するとともに、社内の研究開発記録・実験データ・技術開示書（技術交底書）を真正な人間の知的活動の証拠として体系的に保存しておくことが、2026年以降の中国知財戦略における最大の防御壁となる[2]。

引用文献

1. 专利百问 - 北京预立生科知识产权代理有限公司,

https://www.preintellip.com/col.jsp?id=145
2. 在AI时代守住合规底线 - 新浪财经, https://finance.sina.com.cn/tech/roll/2026-04-24/doc-inhvqrvy4464099.shtml
3. 关于在专利申请文件中禁用AI直接生成内容的通知, https://www.ciplawyer.cn/articles/156837.html
4. 产品 - 中国专利信息中心, https://www.cnpat.com.cn/Goods/index?id=556
5. 人工智能赋能专利审查变革:77家保护中心与智能系统的制度创新, https://www.sfhcip.com/news/ren-gong-zhi-neng-neng-zhuan-li-shen-cha-ge-77-bao-hu-zhong-yu-zhi-neng-de-chuang-xin
6. 国家知识产权局规范专利申请行为:广东企业需注意的合规要点, https://www.iplindon.com/news/non-normal-patent-application-compliance.html
7. 规范申请专利行为的规定 - 司法部, https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/flfggz/flfggzbmgz/202409/t20240911_505797.html
8. 《规范申请专利行为的规定》(2023)(局令第77号) - 国家知识产权局, https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_99_189201.html
9. 负责任研究行为规范指引, https://www.most.gov.cn/kjbgz/202312/W020231221582942330036.pdf
10. https://www.grunan.com/blog/ai-92b12f89-ade7-4f02-b7c8-7592f846034a
11. 专利申请可以用AI写吗？正确用法和风险边界, https://zhuanlipro.com/news/8108
12. 新规解读| 新专利法实施细则第十一条与恶意专利诉讼, https://www.zhichanli.com/p/124095053
13. 这8种行为属于非正常申请专利, https://www.grunan.com/blog/8-080fd6ab-e641-42ca-9853-800f58fd168f
14. 非正常专利申请行为法律规制现状、反思与重构 - 科技进步与对策, https://www.kjjb.org/fileup/HTML/2019-36-22-014.htm
15. 关于《负责任研究行为规范指引(2023)》的解读, https://www.most.gov.cn/kjbgz/202312/W020231221570544022411.pdf
16. 从形式审查的角度谈国家自然科学基金申请书的撰写 - Scribd, https://www.scribd.com/document/548697008/%E4%BB%8E%E5%BD%A2%E5%BC%8F%E5%AE%A1%E6%9F%A5%E7%9A%84%E8%A7%92%E5%BA%A6%E8%B0%88%E5%9B%BD%E5%AE%B6%E8%87%AA%E7%84%B6%E7%A7%91%E5%AD%A6%E5%9F%BA%E9%87%91%E7%94%B3%E8%AF%B7%E4%B9%A6%E7%9A%84%E6%92%B0%E5%86%99
17. 2027年度广东省基础与应用基础研究基金自然科学基金项目, https://m.shenkexin.com/project/notice-14354.html
18. 2024年度专利复审无效典型案件决定要点1解读| 乾言知产, https://www.qianchenglaw.com/display.php?id=3203